

広島県告示第三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、県営玉の井住宅、県営廿日市住宅、県営地御前住宅、県営大竹住宅、県営北栄住宅及び県営東栄住宅並びに県営玉の井住宅駐車場、県営廿日市住宅駐車場、県営地御前住宅駐車場、県営大竹住宅駐車場、県営北栄住宅駐車場及び県営東栄住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
名 称	住 所	
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市中区千田町三丁目六番八号	平成二十二年一月二十五日 (平成二十二年四月一日) 平成二十七年三月二二日